

# 相談支援センター 絆

## 知っていますか? 「合理的配慮」

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への「合理的配慮」の提供が義務化されました。

「合理的配慮」とは、障害のある方が日常生活や社会生活をおくる上での困難さを、周りからのサポートや環境の調整によって軽減するための配慮のことをいいます。具体例として、車椅子を利用している方が飲食店を利用する際に、車椅子のまま食事ができるように、スペースを確保することなどが挙げられます。「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。事業者は、障がいのある方から申し出があった際は負担が重すぎない範囲での対応が求められます。

絆では福祉サービスのことや制度についてなど、障害に関する様々な相談を受け付けておりますので、お困りのことがあればいつでもご連絡ください。

